

検討事項

医療法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 57 号）の施行及び東京都衛生検査所都区市合同監視指導専門委員会でのご意見を踏まえ、今年度の監視指導ならびに精度管理調査事業について以下の検討を行う。

- 1 臨床検査技師等に関する法律の規定に基づき、東京都が衛生検査所に実施した立入検査の結果に係る公文書の情報公開について
- 2 臨床検査技師等に関する法律の規定に基づく立入検査の結果、不適合事項が認められたときの都知事が行う指導について
- 3 東京都衛生検査所精度管理事業報告書の情報公開について